令和８年勝浦町マラソン議会（８月会議）会議録第１日目

１　招集年月日　令和８年８月20日

１　招 集 場 所　勝浦町役場議場

１　開閉日時及び宣告

開　議	８月20日　午前９時28分	議　長	松　田　貴　志
散　会	８月20日　午前９時58分	議　長	松　田　貴　志

１　出席及び欠席議員

○出席議員（10名）

１番	内　谷　安　宏	２番	福　井　裕　美
３番	長　尾　隆　資	４番	玉　置　　守
５番	花　房　勝　一	６番	瀬　戸　直　一
７番	美　馬　友　子	８番	松　田　貴　志
９番	節　　公　一	10番	井　出　美智子

○欠席議員（０名）

１　会議録署名議員

５番	花　房　勝　一	６番	瀬　戸　直　一

１　地方自治法第121条第１項により説明のために出席した者の職及び氏名

町　　長	野　上　武　典	副　町　長	海　川　好　史
教　育　長	大久保　康　雄	政　策　監	野　上　佳　孝
総務防災課長	藤　井　小百合	教育委員会事務局長	中　瀬　弘　晴

１　職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長　　瀧　本　佐智子

１　議事日程（第１号）

開議宣言

日程第１　諸般の報告

日程第２　会議録署名議員の指名

日程第３　議会運営員会所管事務調査報告

日程第４　町民の声に対する質問

日程第５　議員派遣について

１　本日の会議に付した事件

日程第１から日程第５まで（第１号）

１　会議の経過

別紙のとおり

～～～～～～～～～～～～～～～～～

午前９時28分　開議

○議長（松田貴志君）　ただいまから令和８年勝浦町マラソン議会８月会議を開きます。

本日の議事日程は，お手元へ配付のとおりでございます。

～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（松田貴志君）　日程第１，諸般の報告を議題とします。

会議等への出席状況を報告いたします。

各種会議等への出席状況は，お手元に配付の報告書のとおりです。

また，監査委員から例月出納検査結果について報告書がお手元へ配付のとおり提出されていますので，ご報告しておきます。

次に，法第121条第１項の規定により，説明者として出席を求めたのは，野上町長のほか，お手元に配付の出席要求書のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（松田貴志君）　次に，日程第２，会議録署名議員の指名を議題とします。

会議録署名議員は，会議規則第128条の規定により，議長において指名いたします。

８月会議における会議録署名議員は，５番花房議員，６番瀬戸議員の両名を指名いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（松田貴志君）　次に，日程第３，議会運営委員会所管事務調査報告を議題とします。

議会運営委員会調査結果の報告を求めます。

井出議会運営委員長。

○議会運営委員長（井出美智子君）　議会運営委員会から報告いたします。

８月10日に議会運営委員会を開催し，８月会議の日程等について協議を行った結果，本日１日の開催といたしましたので，ご協力をお願いいたします。

以上です。

○議長（松田貴志君）　ただいまの議会運営委員長の報告に質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松田貴志君）　それでは，議会運営委員会所管事務調査報告を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（松田貴志君）　次に，日程第４，町民の声に対する質問を行います。

２番福井裕美議員の質問を許可します。

福井議員。

○２番（福井裕美君）　おはようございます。町民の声，よろしくお願いいたします。

通告書，６つ質問を出しているんですけれども，すいません，時間の関係上，１つ目の質問を省かせていただきます。

全町一斉防災訓練についてお伺いします。

今年も９月６日の第１日曜日に，全町一斉防災訓練が予定されています。７月23日に行われた棚野地区の事前打合せの会の時点で，自主防災組織の役員から，シナリオがまだ決まっていない，説明を聞いたけれど分かりにくい，地区で話し合いたいが情報が足りないといった戸惑いの声が聞かれました。

全町一斉防災訓練は当日だけ実施すればよいものではありません。地域で事前に話し合い，役割を確認し，住民が安心して参加できるよう準備する，その過程そのものが地域の防災力を高める大切な取組と考えます。この地域の声を行政への批判として終わらせるのではなく，地域と行政の，そして勝浦町役場組織内の連携をよりよくするためのフィードバックとして受け止めていただきたいと思います。防災監含め防災担当組織には，地域の声を受け止め，行政と地域をつなぎ，地域防災力を高める役割があります。互いに振り返りながら改善していく組織であってほしいとの思いから質問します。

すいません，２つ目からです。大きな戸惑いの声の大本がこれだったんですね。２つ目の１番を飛ばさせてもらって２番目の，２つ目の質問です。

サイレンが２回鳴るという件についてです。

防災訓練の当日は一斉清掃と防災訓練の両方を行う地域もあるため，サイレンと放送が２回流されると聞いています。２回も鳴ったらみんなが戸惑うんでないか，何で２回鳴らすんだろうという疑問の声がありました。住民が混乱するのではという意見

もありました。サイレン放送を２回流すこととした理由と，住民の混乱を防ぐためどのようなお知らせを行うかお聞かせください。

○議長（松田貴志君）　藤井総務防災課長。

○総務防災課長（藤井小百合君）　おはようございます。お答えをいたします。

令和８年５月29日から，気象庁から発表される気象警報などの発表方法が大きく変わっております。発表される警報，注意報の名称にレベルが追加され，避難行動と直結するレベルが分かり，避難の判断の目安が明確となっております。これまでは河川の氾濫，大雨，土砂災害等に関する情報は，警戒レベルとの対応が複雑で分かりにくいものとなっておりました。今回の変更で避難情報の５段階の警戒レベルに対応し，避難の判断が分かりやすくなっております。

今年度の訓練におきましては，１回目のサイレンはレベル３高齢者等避難で，避難に時間を要する人が早めに危険な場所から避難をする。２回目のサイレンはレベル４危険警報，これは危険な場所から全員避難の必要があることを理解いただくことが重要と考えております。このため２段階での訓練を実施いたしますので，避難を促すサイレンを２回鳴らすことといたしました。周知方法でございますが，当日午前９時に避難訓練開始の放送を行い，その中でサイレンが２回鳴ることをお知らせします。

また，各地区で訓練内容を周知いただくチラシにも，サイレンが２回鳴ることを記載させていただいております。台風のようにあらかじめ対策ができる場合には事前の放送などでお知らせすることができますが，８月13日に千葉県で発生した線状降水帯による水害のように急激に事態が悪化するような災害が発生したときには，サイレンを鳴らして避難指示を行う可能性があるということもご理解いただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松田貴志君）　福井議員。

○２番（福井裕美君）　お答えいただきました。

レベル３，レベル４という逃げる避難の判断の目安をお知らせしたかったということで，このようにお知らせをしてくださるということで承知いたしました。

では，３つ目の質問に参ります。

区長会での説明についてです。

７月27日の区長会では，防災訓練についてどのような説明や依頼を行ったのでしょうか。地域が訓練に向けて準備するためにどのような情報を共有したのかお聞かせください。

○議長（松田貴志君）　藤井総務防災課長。

○総務防災課長（藤井小百合君）　区長会では，７月８日の自主防災組織連絡協議会総会及び研修会での質問事項を整理をいたしまして，訓練の日付は９月６日日曜日，午前９時に訓練開始説明の放送を行い，９時30分にサイレンを鳴らし，レベル３高齢者等避難，10時にもう一度サイレンを鳴らし，レベル４避難指示の放送を行いますので，放送に合わせて訓練をお願いしました。

地区の一斉清掃と重なっている山西，生名，今山，星谷，久国地区におきましては，10時からの訓練参加をお願いしております。

その後，各避難所で避難所及び施設には被害がないとの想定で避難所開設訓練をし，受付の設営，避難者の受入れ，避難所運営のための分担の確認をお願いしています。

その後，避難確認集計訓練として，10時40分頃をめどに全区民の安否確認と集計をお願いし，避難所にあります特設公衆電話の使用，確認訓練を兼ねて災害対策本部への報告をお願いしています。その後は各地区での個別訓練をお願いいたしました。個別訓練での水消火器の貸出しが役場からできること，県からの講師派遣に関する手続のお手伝いができることも説明をさせていただいております。訓練にかかる経費の補助金申請についても説明をいたしました。

また，1,000年に一度の大雨となった場合に，現在指定避難所となっている集会所等で使用できない避難所があるため，その場合の広域避難所として子育て交流支援センター，かつうら国土と未来振興協会，住民福祉センター，徳島医療福祉専門学校体育館，勝浦町町民体育館の５か所の設定と，水害時の指定緊急避難所１か所の削除についてを地域防災計画に反映させること，このことについての説明をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（松田貴志君）　福井議員。

○２番（福井裕美君）　お答えいただきました。

また打合せ会があるので，詳しく，今お答えになったことを聞かせていただけるかなと思います。

では，４つ目の質問に参ります。

今回の防災訓練について，責任者，統括者，実務担当者はそれぞれ誰なのでしょうか。

○議長（松田貴志君）　藤井総務防災課長。

○総務防災課長（藤井小百合君）　責任者は町長，統括者は私，総務防災課長，実務担当は防災監となっております。

以上でございます。

○議長（松田貴志君）　福井議員。

○２番（福井裕美君）　責任者，町長，統括者が課長ですね。実務担当者が防災監ということでした。

５つ目の質問でございます。

通告書にも長々と書かせていただいておりますが，時間の関係上，すいません，２行ぐらいに，私，させていただきます。

地域からの声は組織全体で共有されているでしょうか。その声を改善につなげる仕組みはあるでしょうか。お願いいたします。

○議長（松田貴志君）　藤井総務防災課長。

○総務防災課長（藤井小百合君）　まず，地域への説明等が分かりやすくなかったということで，その点につきましておわびを申し上げたいと思います。

ご質問いただきました疑問点などについては，総務防災課内で共有をしております。地区からの意見を整理して，より実のある訓練となるように課内でも協議をしてまいっております。

地区の皆様にご協力をいただきながら，地区の実情に合わせた防災対策を進めていくことが不可欠であると考えております。その基盤となるのが地域との信頼関係であると思っておりますので，丁寧で分かりやすい説明に努めて地域の皆様から信頼される総務防災課となるように努力をしております。

以上でございます。

○議長（松田貴志君）　福井議員。

○２番（福井裕美君）　お答えいただきました。

組織全体で共有され，改善に努めておられるということで承知いたしました。

では，最後に町長にお伺いします。

今回，地域から，分かりにくい，地区で話し合いたいが情報が足りないという声がありました。なぜ地域からそのような声が聞かれることになったのか，組織内のどこに，何に原因があったのか，あったのなら今後改善されるよう，周りからのフォローは十分であっただろうかなどの振り返る仕組みが具体的に必要と考えます。

町長は防災監にどのような役割を期待されているでしょうか。本町が防災監という専門職を置いている目的は何でしょうか。その目的に照らして，現在防災監はどのような役割を果たしているのか。地域との信頼関係を深め，情報共有や連携を図りながら防災行政をさらに充実させていってほしいと思います。町長のお考えをお聞かせください。

○議長（松田貴志君）　野上町長。

○町長（野上武典君）　おはようございます。

議会で挨拶しなかったのは今回だけではなかったでしょうか。初めて，今日ここの台に立たせていただきました。これって，ここでよかったの。

すんません，要らんことを申しております。

議員おっしゃるように，地域の皆さんに分かりにくい説明だったというようなことでしたら反省して，担当課から聞いております。できるだけ分かりやすい，いつもそういった業務をしている者にとっては当たり前のことの言葉であるとか知識であるとかそういったものが，やはりそこに携わっている者としての知識があるがゆえに分かっているというだけで，そこを分かっていない人と町民の皆さんと話しするときには，分かりやすいように話しせないかんのかなというふうには思います。

ただ，今回自主防災組織のそちらの会と区長会との間に地区でのいろんな説明会があったというところで，聞くところによりますと，担当課では，まず自主防のほうの意見を聞きながら区長会で確かなものにしていこうと，そういった意図があったというふうに聞いております。区長会では私も出席しておりましたので，いろいろ質問はありましたが，何とか分かっていただけるような説明があったかというふうには思っております。今後このようなことがないように十分反省もしたいと思いますし，今回

の防災訓練運営等についても，やはり内部での反省を持つ機会っていうのは，毎回一応確認はしてるんですが，点検が必要でないかというふうに思います。

防災監の役割として，いわゆる防災監，災害発生時の指揮を補佐する，私への補佐等をしていただくというだけでなく，平常時から災害に強い自治体をつくるということに防災監の任務として当たっていただきたいというふうに思っております。

期待するものは，災害が起きたときに活躍するではなくて災害が起きる前から災害に強い町にしておくこと，これが大事だというふうに思っておりますし，現在の防災監にも，そういったことでいろいろやっていただいているということでございます。役割として，私への的確な助言，庁舎内の横断的な調整，地域との連携，実効性のある訓練及び備え，こういったものについて力を発揮していただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松田貴志君）　福井議員。

○２番（福井裕美君）　お答えいただきました。

今後は，区長や自主防災組織が安心して準備できるよう，必要な情報を分かりやすく住民に伝わる形で共有していただきたいと思います。

今年の防災訓練がつつがなく行われ，そして行政と地域がよりよい関係を築きながら地域防災力を高めていただく関わりを期待します。

もっと防災に力を入れてほしいという声もありました。総務と防災の業務を分けるなど，より機能的でフレッシュな組織体制の提案については，次回の質問の機会にいたします。

以上で終わります。

○議長（松田貴志君）　以上で２番福井裕美議員の質問は終了いたしました。

続いて，10番井出美智子議員の質問を許可します。

井出議員。

○１０番（井出美智子君）　小・中学校体育館への冷房設置について質問いたします。

熊本地震の被災地では熱中症対策に追われています。災害が起きる前に小・中学校体育館への冷房設置が急がれます。

令和８年ひな会議の長尾議員の質問に対する答弁は，令和８年度に中学校の体育館の空調設備設置の設計業務，令和９年度に勝浦中学校体育館の空調設備の設置工事及び生比奈小学校，横瀬小学校，それぞれの体育館の空調設備設置の設計業務を行います。これは令和９年度です。令和10年度に生比奈小学校体育館と横瀬小学校体育館への空調設備の設置工事を行うとともに，町民体育館の空調設備の設置の設計業務を行うという，また令和11年度に町民体育館への工事を行うっていうことを答弁いたしましたが，これでは遅過ぎるのではないかということで，３校同時に設置する計画に変更できないかということを提案したいと思います。

これには，８月６日の議員研修会後の懇親会で後藤田知事が各テーブルを回りまして，県の３割補助は９年度で終了するので急いで設置をするようにと言っていたのですが，このことについて町はどのように把握されていますか。

○議長（松田貴志君）　中瀬教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（中瀬弘晴君）　おはようございます。

町立小・中学校の体育館への空調設備の整備につきましては，令和８年ひな会議でも答弁申し上げてますとおり，令和９年度に勝浦中学校，令和10年度に生比奈小学校及び横瀬小学校への設置を進める方針といたしております。

３校を同一年度に整備することにつきましては，国，県の財政支援制度の活用に加え，工事に要する事業費，また設計や工事の実施体制，学校運営への影響などを考慮する必要があるというふうには考えております。このため，現時点におきましては，まず勝浦中学校への整備を行い，その後生比奈小学校及び横瀬小学校を整備するという，これまでお示ししている計画に沿って進めてまいりたいというふうには考えております。

県の３割補助というところのご質問でございましたが，県の30％に対する３分の２，いわゆる20％になろうかと思いますが，９年度で終了とするというふうなお話をいただいております。こちらのほうは当初７年度までという予定でございましたが，９年度まで延長するというようなところでございますが，県のこの補助事業につきましては緊急防災・減災事業債を活用した事業でございまして，現在小・中学校の空調設備の補助事業，学校施設環境改善交付金との並立，組合せはできない制度となっておるというふうには伺っております。

以上でございます。

○議長（松田貴志君）　井出議員。

○１０番（井出美智子君）　併用はできないっていうことなんですが，そうであれば９年度が最後の機会になるっていう可能性はないということですね。どっちにしろ後藤田知事がみんなのところを回っていたのは，使えないことを，しっかり使えっていうことを言って回ったということですか。

○議長（松田貴志君）　中瀬教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（中瀬弘晴君）　まず，小・中学校の体育館の空調設備につきましては学校改善交付金，こちらのほうを活用する予定としております。こちらのほうにつきましては，令和15年度まで通常３分の１である補助が２分の１に増額をされている制度でございます。それから，もう一つ違った制度として県の緊急防災・減災事業債を活用して，30％に対して３分の２の補助という制度を県のほうで独自に９年度までするというふうに伺っております。

以上でございます。

○議長（松田貴志君）　井出議員。

○１０番（井出美智子君）　私の理解は，国の２分の１の残り，例えば5,000万円の補助，整備費が必要であれば，国の補助が２分の１で2,500万円の補助となり，残りの2,500万円について地方債を活用し，その後の交付税措置を考慮すると，実質的な負担は町の負担が1,250万円となって，この実質負担額について徳島県の３分の２の支援を受けることができれば，県から約833万円の支援を受ける計算となって，最終的に町の実質負担は417万円になるっていう理解でしたのですが，これは，県の補助はこれには活用できないっていうことは確かなことですか。

○議長（松田貴志君）　中瀬教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（中瀬弘晴君）　まず，議員がおっしゃられるのは２つの制度を一緒にしておっしゃられていると思いますが，まず学校改善交付金，こちらのほうは，現在は令和15年度までは２分の１，それの残りの２分の１に対して，現在町のほうでは過疎債を充当する予定としております。そのうち過疎債は100％充当，残りに100％充当した後，７割が交付税措置をされるという予定でございます。残りの３割が実質町の負担となるというふうには聞いております。過疎債につきましては，補助

裏にも活用できる起債でございます。

次に，県の知事がおっしゃられている起債につきましては，緊急防災・減災事業債です。こちらのほうは全額を借り入れる必要があります。それに対して70％の交付税措置，それに３割の実質負担のうち３分の２を９年度までは県が補助するという制度でございます。こちらのほう，緊急防災・減災事業債につきましては，現在令和12年度まで活用は可能でございます。ただし，３割の３分の２について県の補助が令和７年度から９年度まで延長を県のほうでされているという制度でございます。こちらのほうは，先ほど申し上げましたとおり２つの制度でございますので，どちらかの活用というふうには考えております。

現在，教育委員会のほうで予定をしておりますのは学校改善交付金，令和15年度まで２分の１増額をされているというところ，それから残りの２分の１については起債の活用，できる起債とできない起債があるんですが，補助裏にも活用できる起債を活用して事業を計画的に進めていくというところで考えております。

ただし，こういった有利な事業があるようであれば，そういったところの事業の前倒し等は検討してまいりたいというふうには考えておりますが，実質的には財源，それから国の支援制度，そして工事を実施するための人員体制と学校のその他の工事の整備の計画によりまして進めてまいりたいというふうには考えております。基本的に，熊本地震が起こっておりますので，整備については早急な整備が必要というふうには考えておりますが，こちらのほう，なかなか実現可能な体制，また予算の確保をもって計画的に進めていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（松田貴志君）　井出議員。

○１０番（井出美智子君）　では，やはり予定どおりにするということで，３校同時に施工する，設置をするっていうことは考えていないっていうことですね。

○議長（松田貴志君）　中瀬教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（中瀬弘晴君）　現時点におきましては計画どおり進めてまいりたいというふうには考えておりますが，もちろん計画につきましては遅れることのないよう，できるだけ前倒しできるふうには検討してまいりたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（松田貴志君）　井出議員。

○１０番（井出美智子君）　近年，夏の猛暑はこれまでとは比較にならないほど厳しくなっております。学校体育館は児童・生徒の体育の授業や部活動，学校行事に使用されるだけではありません。南海トラフ巨大地震などの大規模災害が発生した際には避難所として重要な役割を果たします。このため，体育館に空調設備を設置することは単なる暑さ対策ではなく，児童・生徒の安全確保と災害時の避難所の環境改善という２つの大きな意味を持つものだと考えています。

制度を２つ活用できないっていうことの理解がなかったので，後藤田知事の言葉を丸のみして，ぜひ県の３分の２の補助があるうちに３つしてほしいっていう要望をしましたが，残念ながら後藤田知事の言っている県の補助は活用できないっていう事実があることを今理解しました。

しかし，やはりどうしても早くできるところと，まだできていないところの差があるっていうことは，保護者にとっても早くしてほしいって要望が強くあるっていうことをここで改めてお願いして，早急な空調設備の設置をお願いして町民の声を終わりたいと思います。

○議長（松田貴志君）　以上で10番井出美智子議員の質問は終了しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（松田貴志君）　次に，日程第５，議員派遣についてを議題とします。

お諮りいたします。

議員派遣については，お手元に配付のとおり派遣することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松田貴志君）　異議なしと認めます。したがって，本件は原案のとおり派遣することに決定しました。

以上で８月会議の日程は全て終了しました。

これにて散会いたします。

午前９時58分　散会

以上会議の顛末を記し相違ないことを証するためにここに署名する。

勝浦町議会議長

勝浦町議会議員

勝浦町議会議員